

[Article]

The City of Osaka's Suicide Prevention Policy in the Edo Period (Part I)

— A Study of Sennichi Cemetery's Death and Burial Records —

Hideki Kishida*

* Aino University, Faculty of Nursing and Rehabilitation, Department of Occupational Therapy

Abstract

Discussed in this article, based on the analysis of Sennichi Cemetery's death and burial records, are some facts about the city of Osaka in the Edo period :

- 1) Most corpses (95% on average) were cremated ;
- 2) Just a small number of corpses (5% on average) were interred. These included confirmed or suspected cases of suicide bodies, criminals dead before execution and unclaimed bodies ; and
- 3) Cremating bodies was the main function performed by cemeteries in Osaka, and this service was established as a professional occupation.

Furthermore, the death vocabulary in the records was classified according to the definition of "manners of death" (natural death, suicide, homicide and accidental death). As for persons found dead on the street – suspected cases of suicide or any of three other categories – the following facts were discovered :

- 1) After the Kyoho famine people were obliged to inform the town magistrate of these cases. However, operation of postmortem examiners only lasted for 14 years (from 1758 to 1772) ; and
- 2) These bodies were interred (they were only thrown into a large pit excavated in the cemetery and not even properly covered).

Key words : suicide prevention policy, cremation, interment, manner of death, dying on the street

近世都市大坂における自殺対策（前編）

—— 千日墓所の死亡埋葬記録に基づいて ——

岸 田 秀 樹*

【要 旨】 本稿では、近世都市大坂の千日墓所の死亡埋葬記録の分析に基づいて、1) 大多数の死体が火葬にされ（平均 95%）、2) 土葬は自殺死体を含む不審死体（犯罪者の刑執行前の死体、身元引受人のない死体、それらが疑われる死体）に適用される少数事例であったこと（平均 5%）、従って 3) 都市大坂の墓所の本質的機能が火葬にあり、専門的に火葬業務に従事する職業が成立していたこと、を明らかにする。さらに死亡埋葬記録に記載された死亡語彙を「死亡の種類」（病死、自殺、他殺、事故死）の定義に基づいて分類し、自殺を含むすべての死亡の種類を含意する可能性のある行倒死について、1) 享保飢饉を契機に町奉行所への届出が聖六坊の義務となったが、検使役が出動した期間は 14 年間（1758-1772）に過ぎなかったこと、2) 行倒死体は墓所の穴に投げ込むだけの土葬にされたこと、を明らかにする。

キーワード：自殺対策、火葬、土葬、死亡の種類、行倒死

I はじめに

自殺を行為としてみるなら、自殺者の意志や動機に働きかける要因だけでなく、自殺行為が原因となって生じる現象を検討する必要がある。なぜなら、

- 1) ある死亡が自殺に該当するか否かは自明のことではなく、医師と司法警察員によって病死・他殺・事故死ではないことが証明されなければならないからであり、
- 2) 自分の生命を放棄する自殺行為でも、世論が「自殺」とよぶことを避け、殉死・殉職等々とよび、死亡者の名誉を守り、顕彰しさえする場合があります、
- 3) 世論が躊躇なく「自殺」とよび、その自殺行為によって生じた周囲の人々の物的・精神的被害が意識される場合がある、からである。

こうして自殺が認定され、分類されるのは、死亡後の社会的反応によるからである。

現今の自殺予防の主たる焦点は、上記 3) にある。しかしここでは、自殺者は社会の被害者と見なされつつ、他者に対する加害者でもあり、世論に混乱が生じる領域でもある。

自殺行為が他者の生命・財産を侵した場合、自殺者が存命なら刑罰の対象となり、賠償責任も発生する。しかし現行刑事訴訟法では死亡者は刑罰の対象にならず、自殺行為も犯罪にならない。民事でも、被害者の泣き寝入りに終わることが多いらしい。

生き残れば犯罪者、死ねばお咎めなし。これでは、自殺企図者にとって「いかに確実に死に切るか」のみが問題となり、むしろ自殺行為を後押しすることになる。他方、加害者死亡のため自殺行為の被害者たちの物的・精神的被害を回復することが困難であるならば、

* 藍野大学医療保健学部作業療法学科

打ち捨てられた憤りは新たな絶望の温床にもなりかねない。

自殺行為は犯罪とならないにしても、世論の非難を呼び起こす場合があることは確かである。わが国の民俗資料には¹⁾、自殺者の遺族が葬儀の場で自殺者の死体を打擲し、面罵する、叱り付けるといった儀礼が存在した地域を見出すことができ、また自殺者の死体は共同墓地には埋葬しないという事例は全国各地に見られる。

しかし民俗資料は、近世農山漁村の共同生活に関わる資料である。共同体では自殺行為により傷つくのは構成員全員であり、その回復には全員一致した感情とそれに基づく参加行動が必要であった。自殺者の葬送は村落の共同行為として執行されたが、自殺者の死体は公憤の対象となり、結局は「村八分」を免れなかった。

他方、文化的背景が異なる諸個人が集合し、巨大な人口が集中する都市では、そもそも全員参加の葬送や埋葬は不可能であり、その仕方は農山漁村とは異なるはずである。全員参加が不可能という側面から推論すれば、近世都市の自殺死体の葬送埋葬は現代に近いのかもしれない。しかし自殺死体のみならず、そもそも近世都市における葬送埋葬の研究は端緒に就いたばかりであり²⁾、はっきりしない部分が多いのである。

そこで本稿では、大坂千日墓所の死亡埋葬記録の分析に基づいて、最初に近世都市大坂における埋葬事情を土葬・火葬への死体の分類から検討し、次いで死亡埋葬記録に記載された死亡語彙を分類し、自殺を含意する行倒死、心中・相対死と個人単独の自殺の自殺行為について認定プロセス、刑罰・世論による非難を明らかにし、さらにデュルケームの自殺類型論の観点から、心中・相対死および墓所内単独自殺の記事数の推移に基づいて、心中法度の自殺予防機能を明らかにする。

なお、紀要掲載の都合上、本稿は前編と後編に分かれる。それぞれの目次は下記の通りであるが、章立ては連続的なものである。

前編

- I はじめに
- II 資料と千日墓所の概要
- III 土葬と火葬
- IV 『文書』の自殺関連記事
- V 行倒死

後編

- I はじめに

- II 自殺死体をめぐる諸規則
- III 心中・相対死と刑罰
- IV 単独自殺の死体の扱い
- V 法的規制による自殺予防

II 資料と千日墓所の概要

以下では、本稿の主たる資料とその使用目的、千日墓所の概要を明らかにする。

II-1 資料とその使用目的

本稿の主たる資料は、『道頓堀非人関係文書』³⁻⁴⁾（以下、『文書』）である。この資料は、17世紀から幕末にかけて旧難波村領（現在の大阪市千日前界限）で営まれた地域生活に係わる、旧難波村歴代庄屋が代官所や町奉行所に提出した願書や届出の控えである。

控えとは言え、それらは歴代庄屋が執務の根拠とした文書であるから、原本に忠実である。原本も、役所との意思疎通を図るために書かれた行政文書であり、当然ながら書式・用語等の統一が図られ、記述にも正確が期せられた。事実、上記資料には必要事項について事実や数字が淡々と記述されており、案件毎に分類されてさえいる。すなわち、

- 1) 非人垣外一件、
- 2) 千日墓所一件、
- 3) 浄土宗竹林寺一件留、
- 4) 墓所聖聖六坊一件、
- 5) 水茶屋一件、である。

従来、上記は差別問題や墓所聖（オンボウ、墓守）の研究資料とされてきた⁵⁻⁷⁾が、上記2)を中心に多数の死亡埋葬記事が含まれている。本稿では、それらの記事を病死、自殺、他殺、事故死を含む「死亡の種類 manners of death」および埋葬法との関係で分類・整理することを目的に含んでいる。

なお、この資料には現在差別用語とされる呼称等が含まれ、引用や解説をする場合、その使用を避けられない。それは関連する諸他の資料でも同様である。本稿では、必要な限り、それらをそのまま使用する。本稿の最終目的は、差別の再生産にはなく、千日墓所の墓所聖をはじめとする墓所関係の人々が都市存続に不可欠な埋葬に係わる役割を担い、その役割遂行のなかで自殺予防に重要な役割を果たしたことを示すことにある。

II-2 千日墓所の概要

近世大坂の墓所は、元和の役後の松平忠明による市街地復興⁶⁾にともない、市中に散在していた墓地が本稿で取り上げる千日墓所をはじめ、上町の小橋墓所、天満の葭原墓所、(南)浜墓所、梅田墓所に整理統合され、形成された。上記に鳶田(飛田)墓所を加えて六ヶ所墓所、さらに蒲生の墓などを加えて大坂七墓と言った。

上記墓所はいずれも、天満・北組・南組からなる大坂三郷周縁に位置していた(図1)。墓地を住民の集住地周縁に設定するのは近世村落でも一般に見られるが、大坂の場合、複数の共同体が大坂へと包摂・統合し、巨大な地域共同体の周縁に墓所を計画的に再編したことに都市の特徴がある。

現在では、上記墓所のいずれも拡張した大阪市市街地に飲み込まれており、新規建墓は停止している。現在も墓地景観を保つのは蒲生の墓と(南)浜墓所のみであり、それらは都市化による墓地の運命を示している。梅田墓所跡地には僅かな墓石とその供養碑、葭原と鳶田墓所跡地には迎仏や地蔵が残っている。小橋墓所跡地は公園である。

千日墓所は、現在の千日前あたり、法善寺・竹林寺の南側に明治7(1874)年まで存在した。往時当地に

は、火葬施設(火屋・灰山)と墓地、種々の葬儀施設、それらを支配し、埋葬に従事した墓所聖の坊舎、さらに黒門を入った墓道脇には刑場もあった(図2)。また千日墓所には、非人集住地である道頓堀非人垣外が隣接した。現在、当地は大阪屈指の歓楽街であり、隣接墓地を除き、上記施設は跡形もない。

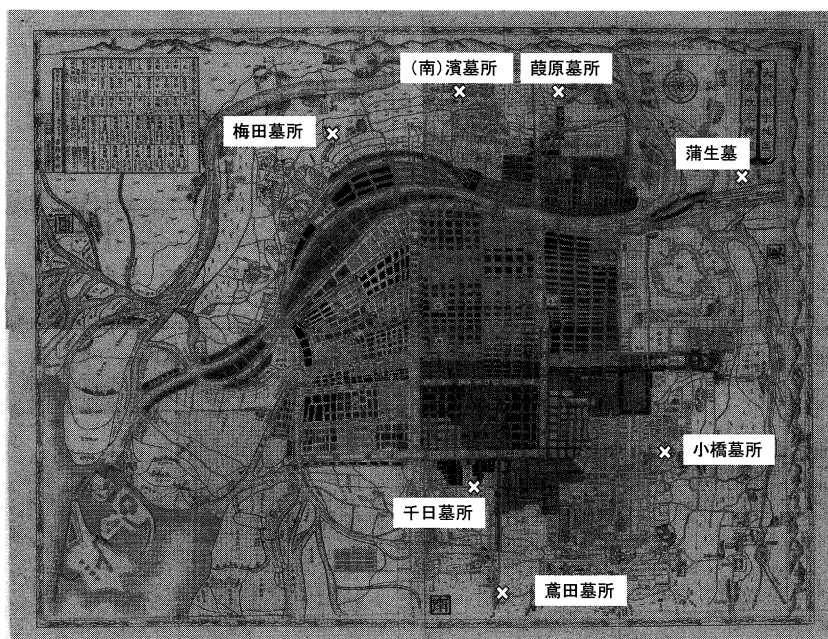
墓所聖は剃髪・改名し、各自坊舎を構え、坊単位で基本的に世襲した⁷⁾。明和年間には、六ヶ所墓所の墓所聖仲間が形成され、近郊他所の村々の墓守に対する代表とみなされた⁸⁾。村々の墓守は本業収入では生活できず、雑業を要しがちであったようであるが、千日墓所は六坊(以下、^{ひじり}聖六坊)を擁する大坂最大の墓所であり、本業収入も莫大であった。

千日墓所の収入は、聖六坊が扱った死体の集計書の一群、「千日墓所往生人之事」(以下、「往生人」)からも窺うことができる。それは、聖六坊が前年7月1日～当年6月末日間の死体総高数を集計し、毎年7月2日付で町奉行所に提出した文書の控えである。享保20(1735)年から文久元(1861)年のうち計算可能な75年間分に基づいてみると、

総高数合計：572,741人

単年最多数：11,723人(天明4年)

最少数：5,426人(寛政11年)



出典：大阪市中区地名改正繪圖〔国際日本文化研究センター所蔵〕

図1 大坂七墓の所在地

「大阪市中区地名改正繪圖」の着色部分は、明治5(1872)年の大阪の市街地を表している。大まかに、淀川以北が天満組、本町筋をはさんで北組と南組が分かれ、それらをまとめて大坂三郷とよんだ。



出典：郷土史研究「上方」千日前今昔号

図2 千日墓所見取り図

年平均： 7,636人，となる。

単純比較はできないが、現在の近畿圏の平均葬儀費用182万円⁹⁾を援用すると聖六坊の平均年収は139億円という莫大な金額になるが、聖六坊の放蕩伝説¹⁰⁾にも真実味を帯びさせる金額である。また大坂三郷の18世紀中の人口が40万人前後であるから¹¹⁾；千日墓所の年平均による死亡率は2%弱である。人口100人程度の村落ならば年間死亡者2人弱であり、墓守の専業はとても不可能であったろう。

こうして都市大坂の埋葬は、村落の共同行為とは異なり、専門的にそれに従事する特定の人々によって執行され、そうした人々の生活を維持するに足る条件が成立していた。近世大坂の葬送埋葬業務は、身分制の下ではあるが、社会的分業の一機能を担う職業として成立していたのである。

Ⅲ 土葬と火葬

「往生人」は年毎に記載に精粗があるが、総高数と男女内訳、内土葬数はほぼ不可欠の記載事項となっている。上記中、総高数と内土葬数から土葬率を計算すると、表1のようになる。以下では、総高数と土葬数・土葬率の推移を概観し、それぞれ特徴的時期について検討し、多様な土葬法を整理し、都市大坂における火葬の一般性について考察する。

Ⅲ-1 総高数

総高数はⅡに示したように、5,426～11,723人の間で推移し、年平均7,636人であった。

表1ではまず、宝暦3、4年連続して総高数が1万人を超えている。宝暦5年に「往生人」とは別に、一年切（1月～12月）で総高数を書上げた文書が提出され、宝暦2年が7,615人、3年が12,239人、4年が8,241人となっている。「往生人」とこれらの数値を配列すると（図3）、宝暦3年中に総高数が急激に増加し、4年前半に減少に転じていることが分かる。この期間の土葬数は比較的少なく抑えられ、総高数増加は火葬数増加に帰結している。記録によると¹²⁾、宝暦3年には麻疹が大流行しており、その死亡数増加が総高数に反映している可能性が高い。

次に、天明4年の総高数11,723人は「往生人」中最大であるが、天明年間の総高数平均8,516人は宝暦年間の同8,086人よりもかなり多い。天明年間は天保の大飢饉の時代である。

Ⅲ-2 土葬数と土葬率

土葬数は117～1,285人の間で推移し、年平均は412人である。土葬率は1.8～12.8%の間で推移し、年平均は5.3%であり、総体的に低い。土葬率が異常に高い期間を検索するために各年土葬率と平均土葬率との差を示すと（図4）、宝暦2年までの古い時期とやはり天明年間が浮かび上がる。ここでは、天明年間に着目する。

表1 千日墓所扱い死体の総高数・内土葬数・土葬率

元号	西暦	総高	内土葬	土葬率	元号	西暦	総高	内土葬	土葬率
享保 20	1735	8728	785	9.0	天明 1	1781	7820	331	4.2
元文 1	1736	6259	410	6.6	天明 2	1782	7365	368	5.0
元文 2	1737	6764	448	6.6	天明 3	1783	8511	612	7.2
元文 3	1738	7739	489	6.3	天明 4	1784	11783	1285	10.9
元文 4	1739	8350	540	6.5	天明 5	1785	8056	856	10.6
寛保 1	1741	8412	721	8.6	天明 6	1786	7793	392	5.0
寛保 2	1742	8705	942	10.8	天明 7	1787	7560	542	7.2
延享 1	1744	8378	783	9.3	天明 8	1788	9239	1179	12.8
延享 2	1745	8101	662	8.2	寛政 1	1789	8255	516	6.3
延享 5	1748	7556	648	8.6	寛政 2	1790	6141	278	4.5
寛延 2	1749	7720	497	6.4	寛政 3	1791	7400	236	3.2
寛延 3	1750	9034	630	7.0	寛政 4	1792	6437	265	4.1
宝暦 1	1751	8187	471	5.8	寛政 5	1793	6634	262	3.9
宝暦 2	1752	7182	461	6.4	寛政 6	1794	6730	235	3.5
宝暦 3	1753	10427	468	4.5	寛政 7	1795	6431	279	4.3
宝暦 4	1754	10279	353	3.4	寛政 8	1796	6663	249	3.7
宝暦 5	1755	6618	327	4.9	寛政 9	1797	5924	275	4.6
宝暦 6	1756	6608	327	4.9	寛政 10	1798	7682	287	3.7
宝暦 8	1758	7205	534	7.4	寛政 11	1799	5426	248	4.6
宝暦 10	1760	9479	480	5.1	寛政 12	1800	7437	304	4.1
宝暦 11	1761	6534	256	3.9	享和 1	1801	7281	286	3.9
宝暦 12	1762	7677	256	3.3	享和 2	1802	6021	288	4.8
宝暦 13	1763	8745	235	2.7	享和 3	1803	8772	400	4.6
明和 1	1764	6949	258	3.7	文化 1	1804	8856	244	2.8
明和 2	1765	7622	169	2.2	文化 2	1805	5925	179	3.0
明和 3	1766	7354	238	3.2	文化 3	1806	6672	117	1.8
明和 5	1768	7139	436	6.1	文化 4	1807	7401	190	2.6
明和 6	1769	8109	欠	—	文化 5	1808	6285	205	3.3
明和 7	1770	9042	569	6.3	文化 6	1809	6872	232	3.4
明和 8	1771	8957	508	5.7	文化 7	1810	7504	393	5.2
安永 2	1773	8284	461	5.6	文化 8	1811	7008	270	3.9
安永 3	1774	7657	273	3.6	文化 9	1812	7632	290	3.8
安永 4	1775	6726	337	5.0	文化 10	1813	6097	289	4.7
安永 5	1776	9046	375	4.1	文化 11	1814	7479	280	3.7
安永 6	1777	8898	349	3.9	万延 1	1860	6104	348	5.7
安永 7	1778	7626	364	4.8	万延 2	1861	7023	265	3.8
安永 8	1779	7693	263	3.4	文久 2	1862	6193	602	9.7
安永 9	1780	8529	335	3.9					

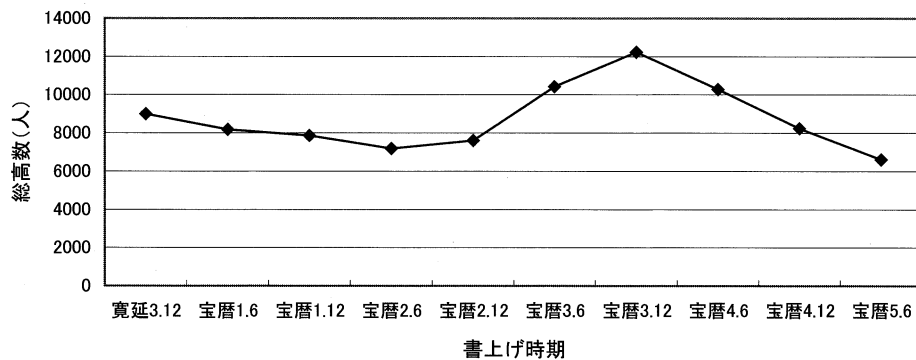


図3 宝暦前期総高数の推移

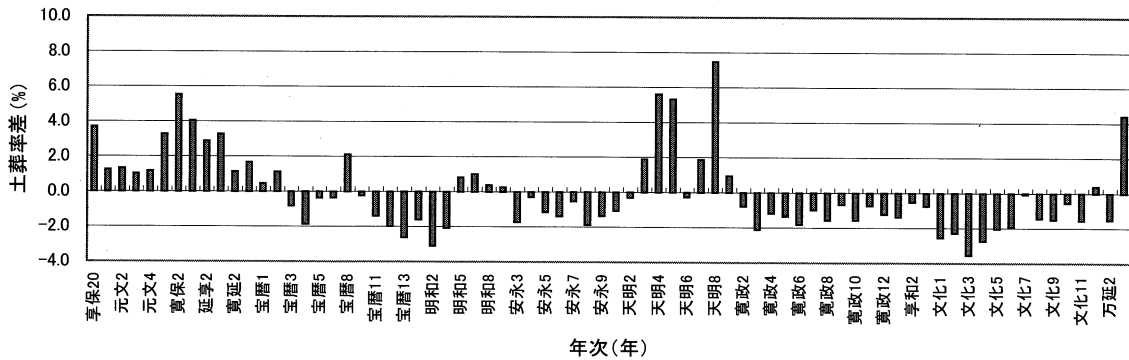


図4 平均土葬率と各年土葬率との格差

天明年間には、同4年の1,285人（10.9%）、同5年の856人（10.6%）、同8年の1,179人（12.8%）と土葬数・土葬率が年平均の2倍超の年が集中している。しかしその間の天明6年には、392人（5%）と平均並みに落ち込んでいる。このM字型の変動は、どのような事情によるのか、が問題である。

同6年の記事³⁾は、町奉行所の命令を下記のように伝えている。

牢死・高原小屋死等仮片付・引捨等数多有之、墓所狭く相成可申被思召、今度御糺之上仮片付被仰付候分、減少可致様御取斗被成候間、已来仮片付・取片付・引捨等得与相糺、取片付之分者土葬又者火葬成共、墓所勝手次第可致旨被仰付候……

上記記事は、牢死・高原小屋死など仮片付・引捨が多数あり、墓所が狭くなったようだから、調査して仮片付分を減らしてきたが、今後は仮片付・取片付・引捨へと分類し、取片付分は土葬にでも火葬にでも聖六坊の勝手次第にせよ、という内容である。

牢死とは牢内での刑執行前の罪人の死亡、高原小屋死とは¹³⁾上町高原溜に設営された救小屋での野非人（無宿者）の死亡である。また仮片付・取片付・引捨は、次節で詳述するが、土葬の仕方である。

天明4年の土葬数急増は、牢死・小屋死の急増がその主たる要因である。飢饉によって各地から大坂に飢餓民が大量に流入し、心身衰弱して礼節をも忘れ、行倒れる者も多かったことが、諸他の資料からも知られている。

牢死・小屋死の急増は、墓所敷地を圧迫した。上記記事は事実上、敷地拡張を抑えるために出された、取片付分の火葬許可である。さらに、千日墓所に集中していた上記死体を諸他の墓所にも配分してほしい旨の聖六坊の願書が天明4年に聞届けられ、役人村にもその旨言い渡されている¹³⁾。天明6年の土葬数減少は、

これらの対策の効果であろう。

天明8年の土葬数再急増は、引き続き飢饉のなか牢死・小屋死も減少せず、さらに天明7年の大坂では商家打ちこわしが頻発するなど世情不穏が高じていたため、町奉行所の行政機能が上記対策にまで及ばなかったことによる可能性が高い。

III-3 土葬の仕方

上記記事に見える引捨、取片付、仮片付は、いずれも基本的に土葬の仕方である。

「引捨」は、「前々者牢死人穢多持来り穴を堀埋置帰り申候、五拾年已来から者煙亡之もの共江受取置穴を堀埋申候⁴⁾」という仕方である。

上記の「穢多」とは役人村の者である。大坂では、牢死人・行倒人・相対死人（心中死体）の運搬は役人村の役割であった¹³⁾。上記記事は文久元（1861）年のものであるから、1811年までは役人村の者が牢死人を運搬してきて穴を掘り、埋めて帰ったが、それ以降は墓所聖が受け取り、埋め置いた、という内容である。

埋葬行為の主体は変わったが、牢死人は「掘った穴に埋めた」のである。関連記事に頻出する「取捨」、「御捨」も同様の行為であるが、取捨は墓所聖の行為、御捨は町奉行所の命令と考えると資料に適合する。因みに、江戸の小塚原回向院で行なわれた取捨は²⁾、死体に「土掛置候迄」（土を掛けておいた程度）と表現されている。

「取片付」は、「行倒候非人死骸取片付之儀者、其最寄之墓所ニおゐて兼而大穴掘置、非人番之者死骸持参り、則煙亡之もの江請取右穴江投込候⁴⁾」という仕方である。

上記記事は、（死体現場）最寄りの墓所に予め掘って置いた大穴に、非人番が運んできた野非人の死体を墓所聖が受け取り、投げ込んだ、という内容である。

また前節の記事にあるように火葬にすることもあり、その判断は聖六坊の「勝手次第」であった。

非人番とは¹⁴⁾現代の交番と同様の業務を担った組織であり、三郷内では非人がそれを担い、垣外番とよばれ、摂津国や河内国では非人番とよばれた。非人番に就いた非人とは、身分制最下層に位置づけられていたが、非人組織の構成員である抱非人であり、乞食や無宿者である野非人とは異なる人々である。記事中の「非人」とは野非人のことである。

「仮片付」は、「死骸仮片付六ヶ月見合、往来建礼いたし人主出不申候ハ、本片付可仕旨……」³⁾ という処置である。

仮片付は「本片付」前の処置であり、本片付までの間、死体は「仮埋」され「当分埋置」かれる。上記は人主（身元保証人）を待つ事例であるが、身元保証人が申し出れば死体は引き取られ、なければ非人と同様に取片付となった。後に見るように、発掘後、千日墓所灰置場に御捨となった死体もある。

Ⅲ－4 土葬死体の属性と特殊事例

土葬死体は、土を掛ける程度であったり、あらかじめ墓所に掘った大穴に投げ込まれたり、掘り出されたりした。上記の土葬の仕方は、

- 1) 死亡者が刑執行前の罪人である（捨）、
- 2) 死亡者に身元保証人がいない（片付）、
- 3) 上記の事実が疑われる（仮片付）、すなわち不審死体の埋葬法であった。

社会生活が社会と個人の規範的關係に基づく諸個人間の関係、すなわち社会的連帯によって成立しているとするれば、上記のような死亡者は必然的に少数派である。自殺死体は、後に見るように、上記1) 2) 3) 全部に係わる。

特殊な土葬事例としては、明暦4（1658）年に「孫作女房まつ病死ニ付土葬取置候儀……」という記事³⁾がある。病死は「病死ニ付火葬取置」と記録されているのが通例である。

まっは三病（ハンセン病）で死亡したが、「三病之者火葬ニ仕候へ者七里きゝん仕候様承及候……」（ハンセン病の死体を火葬にすれば周囲七里が飢饉になると承知している……）という遺族の主張を、代官所は「近郷者之理りニ候……」（それが住民感情である……）と許可したのである。当時の人々は、業病は火によって浄化される、とは考えなかったのである。

また元禄2（1689）年には、非人垣外の住民、与右衛門が病死したが、検使役から土葬を命じられている。

異例のことであり、庄屋は竹林寺からも一札取っている。その中で³⁾、

土葬取置申様ニと被為仰付奉得其意、浄土宗作法之通取置申処実正ニ而御座候、勿論与右衛門義ニ少しも不審成儀無御座候、……とある。

上記記事は、土葬にせよという命令には従うが、浄土宗作法の通りに処置するのが本当である、土葬でも与右衛門に不審点があるわけでは全くない、という内容である。浄土宗作法とは火葬のことである。垣外住民に「^{ころび}転切支丹」すなわちキリスト教の棄教者を含むため、殊更、「浄土宗作法之通火葬取置」と記されている垣外住民の死亡埋葬記事が多数見られる。そして土葬は不審死を連想させるため、それを打ち消しているのである。

いずれの特殊事例も宝暦2（1752）年以前のことであり、それ以前の土葬率の高さと関連している可能性がある。特に与右衛門の事例は、仏教的死生観（火葬）とキリスト教的死生観（土葬）、そして検使役の伝統的の死生観（土葬）との間の社会的葛藤を窺わせる。

Ⅲ－5 大坂における火葬の一般性

上記の非常時を除くと、土葬率の平均は5%を割り込む。残り95%強は平常時の平均火葬率であり、文化年間には現代に肉迫する98%超の年さえ見られる。上記は千日墓所に限った数字であるが、火葬が相当一般的である。千日墓所は大坂屈指の墓所であり、大坂では、近世農山漁村における、昔は土葬が普通であった、という通説は疑わしくなる。

また前節の土葬死体の属性によると、火葬されたのは1) 罪人ではなく、2) 身元保証人がおり、3) 以上が明白である死亡者の死体である、と言える。そうした死亡者は他の人々とともに人生を送り、社会を実際に構成した人々であり、事実上、大多数の人々を包摂することになる。そこにさらに、天明6年から取片付死体の一部が加わる。

以上から、都市大坂全体の火葬率は相当に高かった可能性が考えられる。実際、諸他の墓所にも¹⁰⁾梅田の火屋、南浜と葭原の行基菩薩開基伝承、小橋の灰山、鳶田の火屋、蒲生の墓近辺の火葬地等の火葬施設の存在や火葬の事実が伝承されている。また土葬を主としていたならば、それらの墓地も元和以来250年間ももたなかったであろう。

以上は、天満、小橋村、高津村に再編された寺町の寺院墓地において土葬が行なわれていた可能性を否定する論拠にはならないが、寺院が集積した状態で墓地

を拡張することは不可能であり、江戸のように²⁾墓地に盛り土を繰り返して新たな墓地を造成した垂直的拡張の痕跡は大阪市では今のところ確認されていない。

Ⅲ－6 火葬骨の行方と遺灰問題

大坂三郷内は、京都同様、埋葬禁止であった。火葬骨の実際の埋葬地は六ヶ所墓所隣接の埋葬地のほか、天満、小橋村、高津村に再編された寺町の寺院墓地、あるいは死亡者の出身地等、縁の地が考えられる。

大坂三郷内に唯一残された真宗門徒衆には、宗祖親鸞聖人の墓所へ分骨納骨する習慣がある。大谷本願墓地に林立する墓石は、その大小・意匠の多様さにも係わらず、土中埋葬構造をもたず、地表面を覆うカロートをもつのみである。祖壇納骨ならば、個々の墓石さえ不要である。

火葬は上記のように、死体の処理方法を飛躍的に広げる。しかし千日墓所では莫大な火葬数のため、収骨後の遺灰処理に相当苦労したようである。累積する遺灰もまた敷地拡張の圧力となり、風が吹くと遺灰が飛



出典：同志社大学図書館所蔵 Drawings for “Sketches of Japanese manners and customs”

図5 屋内火葬施設と作業風景

図5は、“Sketches of Japanese manners and customs” (1867)/J. M. W. Silver のために書かれたが、未掲載の図案であり、同志社大学図書館に特別コレクションとして所蔵されている図案である。この図案が千日墓所の火葬業務を表現している文献的証拠はないが、①図案が農山漁村に伝えられる所謂「野焼」の様子でも、僧侶が主導する寺院敷地内火葬の様子でもないこと、②図案が屋内火葬施設（火屋）を表し、作業者が二人であり、かれらの一律的な頭巾・衣服が千日墓所についての記録伝承に合致している（焼の穂坊¹⁰⁾：聖六坊のもとで火葬業務に当たる二人の下男³⁾）。

なお、“Le japon illustré” (1870)/A. Humbert に類似図案があり、“la fin de Paria”（賤民の終末）とキャプションが付けられている。しかし、図案中の被葬者が所謂賤民でなければならぬ証拠は一切ない。土葬が一般的であった当時の日本に、火葬が一般的であった地域（本稿で示した大坂）が存在した、という認識は、土葬を行なうキリスト教ヨーロッパの住民、アンベールにはなかったのではなかろうか。

散し、近隣農家から苦情が出た³⁾。明和3年には³⁾、江戸の勘定奉行から移転話が出たが、旧難波村の反対で立ち消えている。

千日墓所はじめ六ヶ所墓所の廃絶が明治7（1874）年の火葬禁止の太政官令によるとすれば、近世大坂の六ヶ所墓所の本質的機能が火葬にあったことの良い証拠である（図5）。

IV 『文書』の自殺関連記事

『文書』に含まれる死亡埋葬記録には、1) 非人垣外の住民・親族と聖六坊、竹林寺関係者の死亡埋葬を書上げた文書群、2) 千日墓所で扱った死体の死亡埋葬を記録した文書群が含まれる。そこから自殺関連記事を抽出するため、まず死亡語彙が「病死」である記事を分離し、それ以外を「不慮の事故」、「自殺」、「他殺」に分類を試みる。

この分類では、「異状死」ガイドラインの定義¹⁵⁾に従い、

「自殺」：死亡者自身の意志と行為にもとづく死亡、

「他殺」：他人によって加えられた傷害に起因する死亡、とする。

「不慮の事故」もまた、上記ガイドラインの例示に基本的に従う。

IV－1 「病死」記事とその他の分離

1) の文書群のほとんどは「病死付火葬取置候」と記録された「病死」記事であるが、僅かにそれ以外の記事が含まれる。他方、2) の文書群は「葬送付届出之事」という表題の付いた「病死」を疑う記事、「病死」以外の記事で占められ、「病死」記事は見当たらない。千日墓所には火葬記録を含む「往生人」の台帳が存在したはずだが、「病死」は係争問題発生の確率が低いにも係わらず膨大であったためか、庄屋は記録を残していない。

上記1)、2) から「病死」記事を除いて、残った記事表題から死亡語彙を書上げて重複を整理し、それぞれの記事数、死亡者数を数えると、表2のようになる。

表2の死亡語彙を「不慮の事故」、「自殺」、「他殺」に分類を試みると、分類番号1～6は「自殺」に、8～13は「他殺」に該当すると考えられる。分類番号7の行倒死と14の死捨子には、死亡の種類すべてが含まれる可能性を否定できない。しかし『文書』はこれらの分類をしておらず、その識別に必要な情報も欠

表2 死亡埋葬記録に見られる死亡語彙の内訳と「死亡の種類」の分類

分類番号	死亡語彙	記事件数	死亡者数	注 記	死亡の種類
1	自害	9	9	内3殺人者	自殺
2	捨身	2	2	内2首縊	
3	首縊	37	37	内1殺人者	
4	心中	1	2		
5	男女仇死	2	4		
6	相対死	31	63	内3身投げ, 男1女2事例1	
7	行倒死	188	186	内2法	
8	親殺し	1	1	犯人自害	他殺
9	傷請相果	1	1	喧嘩	
10	切殺	1	1	被害者さらし	
11	殺害	2	2	犯人自害2	
12	突殺	1	1	犯人首縊	
13	その他	2	2	他殺疑い	
14	死捨子	49	49	タイトル数	
15	その他	8	8	塩詰死骸等特殊例タイトル数	

けている。

ただし死捨子の記事のほとんどは墮胎児や赤子の死体など、自殺行為以前に自律的行為が不可能な年齢の子どもの記事であり、ここでは取り上げない。行倒死の記事は、次章で取り上げる。また表2では、「不慮の事故」に該当する死亡語彙がなく、「他殺」に該当するそれもきわめて少ない。

IV-2 「不慮の事故」

「不慮の事故」と自殺、他殺は外因死であり、死体に外傷が残る。「不慮の事故」の記事を検索するため、外傷について未分類の記事を「葬送付届出之事」記事群に検索すると、安永8(1779)年、葬送されてきた娘の額に変色があり、聖六坊が「自然怪我」であるか疑い、死体を遺族・旦那寺に差し戻し、町奉行所に届出で検使役にも趣旨を伝えたが、翌日、町奉行所から訴えを取り下げるよう言い渡され、了解した、という記事⁴⁾が見つかる。

聖六坊は外傷から他殺を疑ったようだが、町奉行所は最終的に聖六坊の訴えを退けている。残る可能性は、外傷が死因ならば「不慮の事故」と自殺、外傷が死因でなければ病死である。しかし記事には、その識別結果は記載されていない。また、不審点が解決しなければ仮片付もありえたが、町奉行所による土葬の指示もなかった。とすれば、遺族・旦那寺の主張通り、死体は病死として火葬された可能性が高い。

結局、『文書』に「不慮の事故」の死亡語彙を見出すことはできなかった。ただし、事故発生後、検使役の調査があり、その結論を踏まえて聖六坊が「病死」扱いの火葬にした可能性は残る。

また「葬送付届出之事」記事群には自殺を疑う記事が散見され、実際そうと判定された場合には自殺の死亡語彙が記載されている。従って、上記の娘の記事を自殺に関連させることはできない。

IV-3 「他殺」とその周辺

「他殺」では、被害者の死体と加害者・罪人の刑死死体が出る。大坂では、前者は千日墓所にも埋葬したが、後者は最終的に月正島刑場(現大正区)に掘った大穴に捨てることになっていた¹³⁾。従って、後の相対死死体を除き、原則的に刑死死体の埋葬記録は千日墓所にはない。表2で書上げた記事は、殺人後、捕縛前に加害者が首縊や自害に及んだ事例であり、刑執行前の死亡として千日墓所に引捨になったため、記録が残されたのである。

ところで「自殺」記事に含めた相対死(心中)には、男が女を殺し(殺人)、後追い自殺している事例が複数見られ、このパターンは上記「他殺」事例と同じである。また相対死記事には、女を殺して逃げて捕まり、斬首になった男、反対に死んだはずが蘇生し、逆上して相対死を否定し、「急度叱」で刑死を免れた女まで見られる。とすれば男女の合意も、上記の「他殺」事例と識別する基準としては怪しいものである。

相対死には「他殺」と「自殺」が含意され、その複雑な組み合わせのうちには一方に無理心中から現行刑法202条で問題とされる多様な自殺がありうる。その意味で、相対死は「他殺」とも類縁関係がある、と言うべきである。

V 行倒死

『文書』に掲載されている「行倒死」とは、千日墓所とその近辺で死亡しているか、瀕死状態で発見された人々の死亡である。そのほとんどが野非人の事例であり、その記事には死亡の種類も死体の身元保証人も記載されていない。

野非人とは¹⁶⁾、経済的困窮等の理由で故郷をはなれ、基本的に浮浪状態で、物乞いで生活した人々である。かれらの中には強請り、たかり、窃盗等の犯罪に手を染める者もあり、また行倒れて治療・療養、埋葬費用等で住民の負担となる者もあり、かれらの動向は政策的措置を要する社会問題の温床であった。

以下では、「行倒死」と「自殺」の関連性を推測し、また行倒死の扱いの変遷について概観する。なお、184人の行倒死記事を10年ごとに数え上げると、図6のようになる。以下、記事を数的に処理するには記事日付を和暦からグレゴリオ暦に変換している。

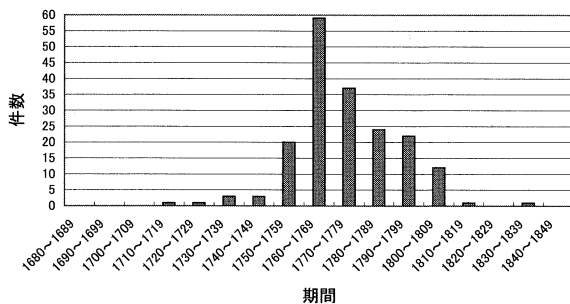


図6 行倒死亡記事の期間別件数

V-1 「行倒死」と「自殺」の関連性

表2で「自殺」に分類した記事の中に、墓所内で自殺し、名前や居住地、遺族関係者も不明のまま「取片付」（土葬）となっている事例が見出され、その自殺者が野非人である可能性が疑われるのである。

また、その生活状況の類似に基づいて現代ホームレスの死亡調査を見ると¹⁷⁾、平成12（2000）年の1年間に大阪市では294事例のホームレスの死亡が確認され、それらの死亡の種類は病死172事例（59%）、自殺47事例（16%）、餓死・凍死を含む不慮の事故43事例（15%）、他殺6事例（2%）であった。自殺が、相当高率で、含まれている。

経済的困窮、浮浪状態、社会的排除の極限にあって、心身の健康が維持できるとは到底考えられない。自殺が自分自身を破壊する行為であるとすれば、野非人や

ホームレスの生活が自己破壊的な精神状態を生み出す温床のひとつであることは間違いない。

V-2 行倒非人の届出義務化

享保18（1733）年1月付の記事³⁾に、聖六坊が町奉行所に、

1) 享保17年10月から当月まで、大凡100人が墓所近辺で餓死した、

2) 行倒非人について、昔から届出たことはなく、早速処理した、

と報告し、それに基づいて町奉行所が、

3) 今後は聖六坊の管轄地の行倒非人について届出よ、

と命じたことが記録されている。

以上からまず、行倒非人の届出義務化が享保18（1733）年1月以降のことであり、それ以前には届出が行なわれていなかったことが確認できる。

V-3 届出義務化以前

届出義務化以前の行倒死について、図6の享保18年1月以前の3件の記事³⁾を見ると、聖六坊を基点とする住民相互の協力関係の下でいずれの死体も身元が判明し、遺族関係者に引き取られている。結果的に、いずれの死亡者も野非人ではなかったのである。

しかし享保17年5月、墓所で死亡した非人体の子連れ女は、聖六坊でも他の墓所でも扱いかね、町奉行所に届出た事例³⁾である。彼女の最期の5日間が「非人袖乞体」であったため、聖六坊は野非人として扱おうとしたが、所持品から母子と夫の名前、この家族が他国領民であることが判明した。実際、夫は息子を引きたるために大坂に現れている。

ある行倒死亡者が野非人であるか否かは、究極的に、その死亡者を引き取る遺族関係者が出現するか否かによる。それは聖六坊にとっても、死体処理後の紛争を予防するために不可欠の確認事項であったはずである。ところが上記事例のように死亡者が他国領民であると、聖六坊を基点とする住民相互の協力関係では対処に限界が生じる。

まして、上記1) 享保17（1732）年の年末3ヶ月余りで餓死者100人とは、論理的にはその全員が他国領民である可能性も否定できない、異常事態であった。

V-4 享保飢饉と幕府の対策

享保17年は、大飢饉の年であった。前年からの寒冷気候と同年2月～6月の長雨という異常気象に害虫

大発生が重なり、西国諸藩の米作は壊滅的被害を被った。農村では飢饉が深刻化し、生存機会を求める農民の欠落が相次ぎ、西国諸藩の城下町や街道筋は行倒れのため死屍累々たる惨状を呈した。飢饉は大坂にも及び、不穏な社会情勢を形成した。

幕府の飢饉対策は¹⁶⁾、御救米放出により大坂住民の野非人転落を阻止しつつ、飢饉民の大坂流入を許さず、市中から野非人を一掃することであった。野非人のうち健康な者は生国へ返したり、西国諸藩の仕事を斡旋したりした（おこし奉公）。病者は住民に扶養させ、回復次第、退去させた。

もちろん、病者が全員回復するわけではない。また千日墓所には平生から、野非人が集まり、徘徊していた。大飢饉による社会情勢と野非人一掃の観点から、町奉行所が千日墓所に着目し、行倒死を含めて野非人の動向に関心を持ったのは自然なことであった。

V-5 検使役出動から非人番一札へ

検使役とは、現代の検察官による検死と同じように、不審死体について殺人や傷害事件を調べる役割を担った役人を指している。表2の死亡語彙による死亡者の分類は、かれらの仕事に基づいている。

行倒非人の届出義務化にもかかわらず、当初、検使役は関与しなかったようである。享保18年の上記記事によると、聖六坊は町奉行所に届出で、そこで聞届けられ、直ちに死体を処理するように命令されている。検死作業が介在する時間がないのである。また庄屋は、行倒非人が度々あったので「此後不記」と記録を残していない。

行倒非人にも検使役が関与するようになるのは³⁾、宝暦8（1758）年である。その直前、高津新地で発見された死体を野非人として処理したところ、死亡者の親が出てきて死亡者が野非人ではないことが判明し、問題の処置が難しくなったことがあった。それで死亡者が野非人か否か見届けるため、検使役が出動されるようになった、と記録されている。

しかし明和9（1772）年には、聖六坊から町奉行所へ、たびたび検使役をお願いするのは恐縮である、非人番がその行倒非人を見馴れており、死亡に不審点がない（惣身疵所無之候）と証言すれば、その旨書面を作成し、非人番を召し連れて町奉行所に届出るので、「取片付」を命じて頂きたい、という願書³⁾が提出され、町奉行所より聞届けられている。

検使役が出動しても、死亡者の人定のため結局は、野非人の取締りを任務とする非人番から口書をとる必

要があり、明和9年の願書の内容は聖六坊、町奉行所双方にとって手間を省く好都合な政策転換であったろう。しかし死因検索、死亡の種類鑑定は、専門家の手を離れることになる。以降は、基本的に非人番の一札で行倒非人は埋葬されている。

V-6 検使役出動期間

以上から、行倒非人への町奉行所の関与の仕方に、①届出義務化（享保18年）、②検使役出動開始（宝暦8年）、③非人番一札・検使役出動中止（明和9年）、という画期があったことが分かる。宝暦8（1758）年から明和9（1772）年の14年間は検使役が出動した稀有な時期であり、死亡の種類鑑定もありえたであろうが、死亡者の人定に係わる最小限の記述で済まされている。

また上記期間は、図6の行倒死記事数の最多期間を中心とする前後に当たる。図6は行倒死亡数を示しているが、それ以上に検使役の出動回数を示している、と言える。従って同期間の87例、年平均6.2例は、同期間が享保、天明年間より落ち着いた時代であったことを考慮しても、少ないかもしれない。「往生人」の一部に土葬数の内数として非人埋葬数が記録されており（表3）、年平均77人の野非人が埋葬されているからである。

表3 土葬数の内野非人数・野非人含有率

	西暦	土葬数	内野非人数(人)	野非人含有率(%)
寛政2	1790	278	107	38.5
寛政3	1791	236	59	25.0
寛政4	1792	265	66	24.9
寛政6	1794	235	82	34.9
寛政7	1795	279	78	28.0
寛政10	1798	287	61	21.3
寛政11	1799	248	53	21.4
享和1	1801	286	95	33.2
文化2	1805	179	63	35.2
文化4	1806	190	49	25.8
文化5	1807	205	73	35.6
文化6	1808	232	112	48.3
文化7	1809	393	27	6.9
文化8	1810	270	82	30.4
文化9	1811	290	98	33.8
文化10	1812	289	100	34.6
文化11	1813	280	101	36.1

V-7 行倒死亡者の埋葬方法

行倒死亡者の埋葬方法は、表4のように分類することができる。遺族関係者に引き取られた死体のうち、

表4 行倒死の埋葬方法

行倒死	埋葬方法
1) 親類縁者に引き取られた死体	火葬
2) 親類縁者の引取りに時間がかかる死体（子連れ女）	三日晒→土葬
3) 野非人と断定できない死体	三日晒→不明（宝暦） 仮片付→本片付（宝暦） 仮埋六ヶ月建札（天保）
4) 行倒非人（野非人）の死体	土葬（享保） 取置（元文，延享，寛延，宝暦） 勝手次第取置（延享，宝暦） 勝手次第片付（宝暦） 勝手取置（宝暦，明和） 勝手片付（宝暦） 片付（宝暦，明和） 取片付（明和2 [1765] 年～）

2例には「火葬」が確認できる。野非人と断定できない死体は、三日晒しや建札を伴いつつ、基本的に仮片付の土葬である。

行倒非人の死体は、享保年間の事例は「土葬」となっているが、その後は表記が多様である。しかし「勝手（次第）」を接頭辞と考えると、宝暦年間に「取置」から「片付」へと変化していることが分かる。明和2（1765）年以降は、記載を省略したと思われる記事以外はすべて、単に「取片付」となる。

「取片付」についてはすでに見たように、「火葬」を許容しつつも基本的に「土葬」であり（勝手次第）、特に行倒非人については文久元（1861）年の記事によれば六ヶ所墓所にそれぞれ掘った大穴に死体を投げ込むだけの「土葬」であった。

引用・参考文献

- 1) 波平恵美子. 異常死者の葬法と習俗. In: 仏教民俗学体系4. 東京: 名著出版; 1988. p. 141-60.
- 2) 西木浩一. 江戸の葬送墓制 (東京都公文書館. 都史紀要37). 東京: 白峰社; 2000.
- 3) 岡本良一, 内田九州男. 道頓堀非人関係文書上巻 (清文堂史料叢書 第8刊). 大阪: 清文堂; 1974.
- 4) 岡本良一, 内田九州男. 道頓堀非人関係文書下巻 (清文堂史料叢書 第9刊). 大阪: 清文堂; 1976.

- 5) 細川涼一. 三昧聖研究の成果と課題. In: 細川涼一編. 三昧聖の研究. 東京: 碩文社; 2001. p. 6-26.
- 6) 上別府茂. 摂州三昧聖の研究. In: 細川涼一編. 三昧聖の研究. 東京: 碩文社; 2001. p. 173-90.
- 7) 木下光生. 近世大阪における墓所聖と葬送・諸死体処理. In: 細川涼一編. 三昧聖の研究. 東京: 碩文社; 2001. p. 191-223.
- 8) 大阪市. 大坂濫觴書一件. In: 大阪市史 第5巻. 大阪: 清文堂; 1965. p. 2.
- 9) 日本消費者協会. 特集 葬儀のこと話しませんか. 月刊 消費者 2008; (8): 12.
- 10) 南木生. 五十年前の千日前. 郷土研究 上方 千日前今昔号 1931; (10): 24-33.
- 11) 新修大阪市史編纂委員会. 新修大阪市史 第3巻 近世I. 大阪: 大阪市; 1988.
- 12) 富士川游. 日本疾病史. 東京: 株式会社平凡社; 1987. p. 183.
- 13) 盛田嘉徳. 摂津役人村文書. 大阪: 大阪市浪速同和教育推進協議会; 1970.
- 14) 長吏文書研究会. 悲田院長吏文書 解説. 大阪: 解放出版社; 2008.
- 15) 日本法医学会. 「異状死」ガイドライン. 日本法医学会雑誌 1994; 48 (5): 357-8.
- 16) 新修大阪市史編纂委員会. 新修大阪市史 第4巻 近世II. 大阪: 大阪市; 1988.
- 17) 逢坂隆子, 坂井芳夫, 黒田研二, 的場梁次. 大阪市におけるホームレス者の死亡調査. 日本公衆衛生雑誌 2003; 50 (8): 686-95.